

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においては基本的な国の基本方針を受けて、生徒等の尊厳を保持する目的で、学校・保護者・地域住民・その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組む。いじめ防止対策推進法※（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

※○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童・生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（携帯電話、スマートフォン、インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### （1）いじめの未然防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であるとする。そこで本校においては、教育活動全体を通して、自己有用観や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

### （2）いじめの早期発見・早期対応

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃から、学校全体として組織的に生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めることが重要である。

### (3) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 4 いじめ防止等の指導における配慮事項

「どの子供にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に以下の①～⑤を踏まえ適切に対応することが必要である。

### ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは生徒の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様許されない。

### ② いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。

生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常にもつ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

### ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的なささえ、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

### ④ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがいのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

### ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて、関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

## 5 いじめの防止等の対策に関する事項

### (1) いじめの防止等のための組織

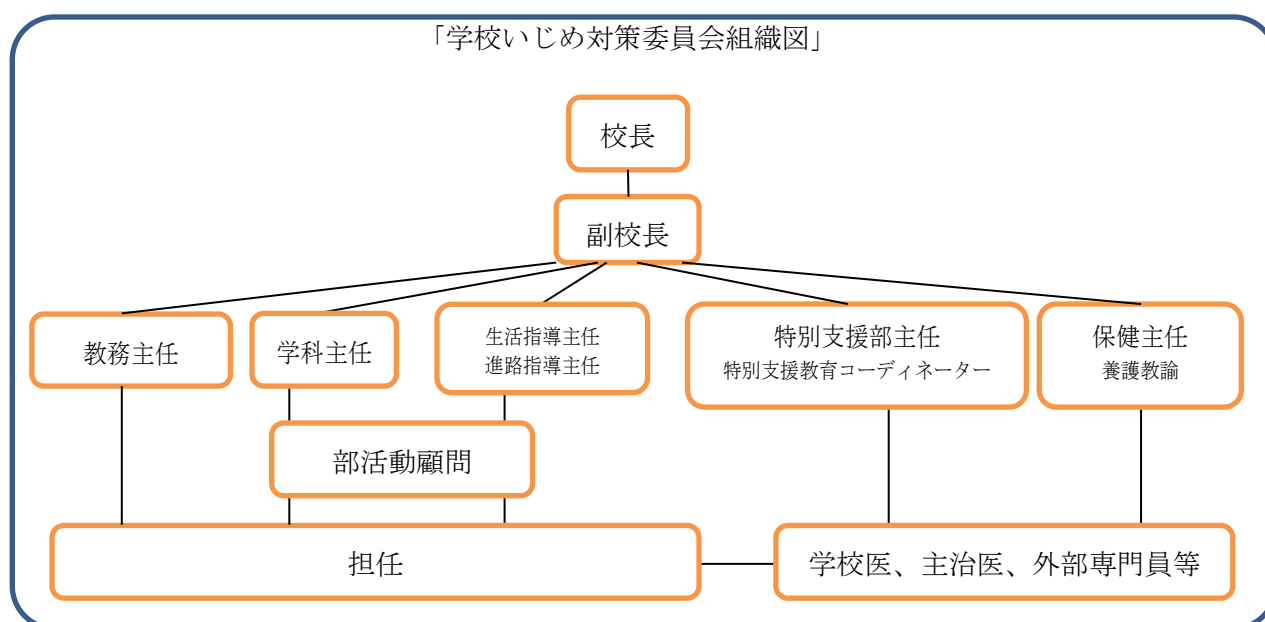
いじめの防止等を実効的に行うため、企画調整会議内に「学校いじめ対策委員会」を設置する。各学部主幹を通し生徒の実態について情報を共有し、いじめと思われる事案が生徒間で見られた場合やいじめ事案発生時は緊急に対策委員会を開催し、早期解決を図る。

また、生活指導部を中心とした「学校サポートチーム」を設置し、問題行動等への効果的な対応や未然防止の目的を達成するために「学校運営連絡協議会」の機会を生かし、広範囲な関係者の中から適切な助言を得る。校長が必要と認めた場合には、専門家（問題解決サポートセンター、児童相談所等）を招聘する。

当該事案にかかわった生徒の、心的影響への対応（指導・助言）には教育支援員（ミニ支援会議等）や警察関係者（スクールサポーター）による指導・助言を活用する。

ア 学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

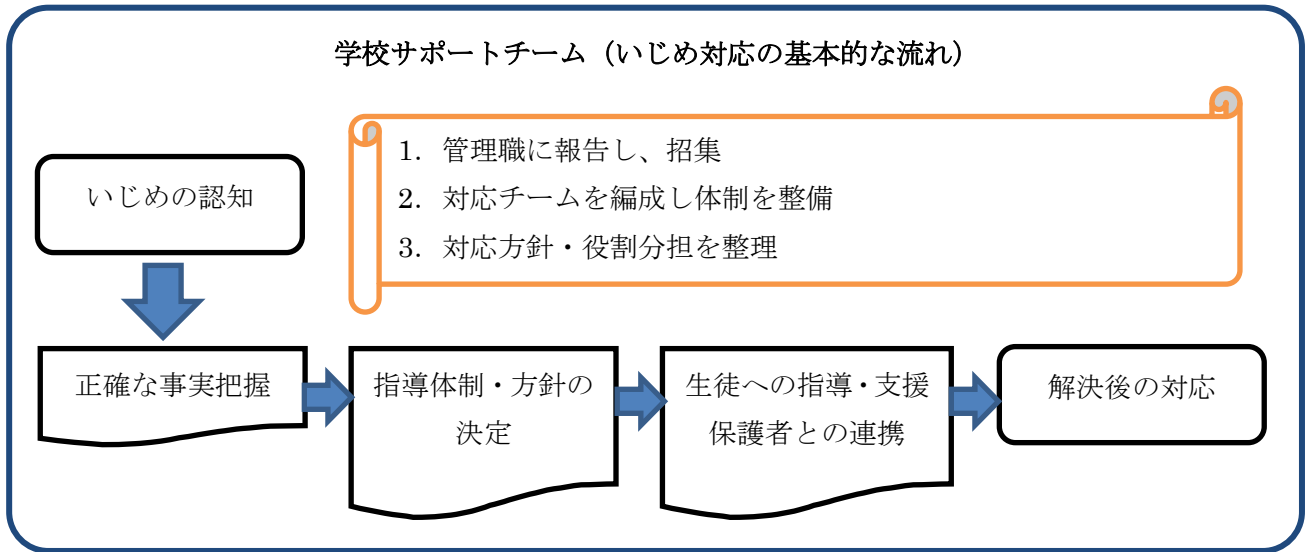
- (ア) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行う。
- (イ) 活動内容
- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
  - 「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
  - 「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定
  - 「いじめに関するアンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
  - 「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
  - 要配慮・要支援生徒への配慮事項と支援方針決定
- (ウ) 開催 定例会  
臨時部会 必要に応じて必要なメンバーを招集して開催
- (エ) 構成員 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学科主任、保健主任、特別支援部主任、特別支援教育コーディネーター、部活動顧問  
(必要に応じて、関係職員、学校医、主治医、臨床心理士等外部専門員を加える)。



イ 学校サポートチーム

- (ア) 目的 生徒の問題行動に関する情報を共有化し、生徒の問題の迅速かつ効果的解決のための手立てを決定し、解決を図る。
- (イ) 活動内容
- 情報、問題意識の共有
  - 共通理解に基づく、同じ方向性をもった生徒の指導・支援
  - 継続的指導・支援の内容検討、実施
- (ウ) 開催 管理職に報告し、招集  
対応チームを編成し体制を整備
- (エ) 構成員 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、当該生徒担任、学科主任・学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、保護者、地域関係機関（学校運営連絡協議委員）、担任以外の学科・学年の教員（※必要に応じて）

### 学校サポートチーム（いじめ対応の基本的な流れ）



対応者	役割と具体的な対応
校長	情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。 構成員を招集しいじめ対策委員会を開催する。
副校長	校長の指示により構成員を招集し、情報を集約・整理して共有化を図る。
教務主任	管理職の指示により、校内の連絡・調整をする。
担任	事実確認のため情報収集を行う。 いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。 いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
担任外の学科学年の教員	当該生徒を注意深く見守り、サインが見られた際は速やかに担任に伝える。
学科主任・学年主任	担当する学科学年生徒の情報収集を行う。 担当する学科学年の情報共有を行う。 校長・副校長に報告する。
生活指導主任	生徒の情報を把握できる体制づくりをする。 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。 校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
特別支援部主任	外部専門員のコーディネートなど、当該生徒の気持ちに寄り添い支え、心のケアやカウンセリングを設定し実施する手はずを整える。
特別支援教育 コーディネーター	問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
養護教諭	当該生徒の心身の様子や変化を把握し、必要に応じて医療機関との連携を図る。 必要に応じて本人と面談し情報を収集して担任と情報共有を行う。
保護者	家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携する。
地域	いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校に通報又は情報提供を行う。

## (2) いじめの防止等に関する措置

### ア いじめの防止

#### (ア) 教育活動全般を通じた活動

「いじめをしない、許さない」態度や能力を育み、望ましい人間関係づくりのために、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教諭を中心に、校内研修の充実等、教員の資質向上を図る。

○年間指導計画に基づいた人権教育、道徳教育に係る話し合い活動の実施（学級活動等）

○学部間交流、学校間交流等の交流活動を通して良好な対人関係を育む。

### イ 教職員を主体とした活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開

○校内の授業研究会の実施

○教職員の専門性の向上（生徒理解、障害理解）

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、アンケート等の結果を受けて、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

(ウ) 教科指導や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

○教科指導や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組みを進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

○PTA役員会等での学校の方針説明

○学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発

○授業参観日の学級懇談等における話題の提供と話し合い

○教職員ための人権研修の開催

### ウ いじめの早期発見

(ア) いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有する。

○生徒が発する具体的なサインの共有

(イ) いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象にアンケートを実施する。

○ふれあい月間等を活用した出欠調査、アンケートの実施（1回／学期）

(ウ) アンケート実施後に生徒が相談しやすい雰囲気をつくり、個別に相談（聞き取り）を行う。

○相談（聞き取り）の検討・実施

○保護者との個人面談の実施

(エ) 「学校いじめ対策委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等の把握したいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

○職員連絡会での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

## エ いじめに対する措置

### (ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに制止する。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について、管理職に速やかに通報する。

### (イ) 情報の共有

- 上記エ（ア）の情報を得た教職員は、管理職に迅速に報告し、協議の上、全職員へ報告し情報の共有化を図る。

### (ウ) 事実関係についての調査

- 速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 生徒・生徒からの聴き取りに当たっては、生徒が話をしやすいよう担当する教職員を複数選任する。
- 必要な場合には、全校での調査を行う。調査結果を被害生徒又は当該生徒の保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

### (エ) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察（スクールサポーター）等の関係機関へ相談・報告する（及び助言を求める）。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 事実関係が把握された時点で、「学校サポートチーム」において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時委員会で協議し、校長が決定する。
- すべての指導及び支援については組織的にすすめる。

### (オ) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の①～⑥に留意する。

#### ① いじめられた生徒への支援

- いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。
- 安全・安心を確保する。
  - 教育支援員等の助言を受け、心のケアを図る。
  - 今後の対策について、共に考える。
  - 活動の場等を設定し、認め、励ます。
  - 温かい人間関係をつくる。

#### ② いじめられた生徒の保護者への支援

- いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与える。
- じっくりと話を聞き、苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

○親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を、いじめた生徒及びその保護者へ求めるとともに指導、支援を行う。

③ いじめた生徒への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

○いじめの事実を確認する。

○いじめの背景や要因の理解に努め、情報を共有する。

○いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。

○今後の生き方を考えられるような指導の工夫をする。

○必要がある場合は適切に懲戒、特別指導を行う。

④ いじめた生徒の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○生徒や保護者の心情に配慮する。

○いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

○何か気付いたことがあれば報告するよう促す。

⑤ 保護者同士が対立してしまった場合などの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

○双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

○管理職が率先して対応する。

○教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自らいじめ問題を解決する力を育成する必要がある。

○勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。

○自分の問題として捉えさせる。

○望ましい人間関係づくりに努める。

○自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(カ) 関係機関への報告

○校長は教育委員会への報告を速やかに行う。

○生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

(キ) 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

### (3) ネットいじめへの対応

#### ア ネットいじめとは

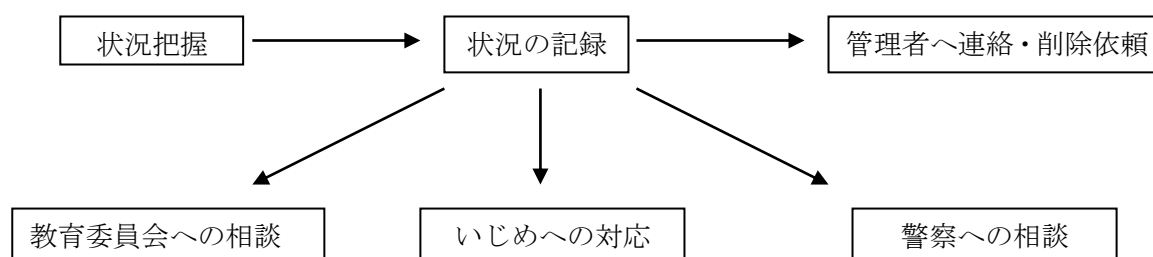
パソコンや携帯電話、スマートフォンを介し、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどネット上のいじめがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

#### (ア) ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る（家庭内ルールの作成、リーフレットの配布など）。
- セーフティ教室（ケータイ安全教室）等を通し、正しい情報モラルについて指導する。
- 教科学習や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 機会をとらえて、情報モラルに関する指導を行う。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

#### (イ) ネットいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見した時は、適切な対応により解決を図る。



### (4) 重大事態への対応

( **別紙1** 「重大な生活指導上の問題が起きたときの対応について」 参照)

ア いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関等）に協力する。

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合
- 生徒が相当の期間学校を欠席する及び保健室等、教室以外への登校を余儀なくされている場合

イ 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係は、個人情報の保護に配慮し、適時・適切な方法で情報を整理する。



## 6 教職員による取組み

### (1) 組織的な指導體制

日頃から生徒の規範意識、帰属意識を相互に高めるために教育活動全体を通して、自己有用観や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを通しいじめの未然防止を心がける。いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「学校いじめ対策委員会」「学校サポートチーム」による緊急対策会議等を通し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

### (2) 校内研修の充実

健全育成連絡協議会等を活用し、様々な対応方法や事例を収集するとともに、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究について生活指導部を中心に計画的に実施する。

### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「いじめの有無に関するチェックシート」の活用を通じ、学校における迅速ないじめの防止等の取組の充実を目指す。

### (5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校運営連絡協議会評議員、地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 7 保護者及び関係機関等との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をする。

### (1) 保護者との連携

- いじめに関する理解・啓発（家庭教育の促し）
- 日常的な生徒の観察、異変発生時の双方の連絡体制の確認
- いじめの対策（基本方針）の周知、いじめ防止に関する啓発活動

### (2) 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法の確認
- 関係機関との調整方法、進め方の確認、報告

### (3) 警察との連携

- 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合の相談
- 犯罪等の違法行為がある場合の相談

### (4) 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言（子ども家庭支援センター、児童相談所等への依頼）
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(5) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療に関する指導・助言

## 8 基本方針の評価及び改善計画

いじめの未然防止、問題行動等への効果的な対応を継続的に実施することを目的に、年度末に「いじめ防止基本方針」の評価を行う。ただし、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の具体的な取組状況や達成状況を評価する。

評価方法・評価機関については以下のとおりとする。

- ①企画調整会議による年度末評価（生活指導部）
- ②学校運営連絡協議員の評価（学校運営連絡協議会）
- ③学校評価アンケートによる取組内容、取組状況の評価（教職員）

各評価結果は生活指導部が集約し、課題となる内容について十分に検討する。検討結果については「学校いじめ対策委員会」を開催し、改定内容についての確認、周知を行う。改定後は教員・関係機関に対し、令和〇〇年度江東特別支援学校 学校いじめ防止基本方針【改定】として示すとともに、学校ホームページに掲載する。

保護者に対しては 学校いじめ防止基本方針概要を配布する。